

首都直下地震発生時における施設利用の協力に関する協定の 一部を変更する協定書

消費者庁（以下「甲」という。）と独立行政法人国民生活センター（以下「乙」という。）
とは、平成 26 年 12 月 26 日付けで締結した首都直下地震発生時における施設利用の協力に
関する協定の一部を次のとおり変更することを協定する。

第 3 条を次のように変更する。

（対象施設）

第 3 条 この協定の対象施設は、次の表のとおりとする。

所在地	施設名
東京都港区高輪三丁目 13 番 22 号	独立行政法人国民生活センター東京事務所
神奈川県相模原市中央区弥栄三丁目 1 番 1 号	独立行政法人国民生活センター相模原事務所

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を
保存する。

平成 27 年 7 月 27 日（締結日）

甲 消費者庁

長官 板東 久美子



乙 独立行政法人国民生活センター

理事長 松本 恒雄

